

第20課 法人 その1

法人とは、自然人以外のもので、法律上、権利義務の主体となりうるものいう。

社会の中では、団体が統一的な意思の下に活動することが多い。このような団体を、いちいち個人に分解して、個々の法律関係で規律するとなると、法律関係があまりにも複雑になりすぎ、到底規律できない。たとえば、1,000人の構成員を有する団体が契約を締結したいときに、もし、法人の制度がなかったとすると、その一人一人が当事者となり、1,000人全員が契約書に署名しなければならず、団体の財産として建物を買ったとすれば、1,000人全員の共有物として1,000人の名前で登記しなければならない。そして、契約が成立したのか、しなかったのか、あるいは有効なのか無効なのか、については、全員一人一人の意思がどうであったか、間違いを犯していないかなど、いちいち確認しなければならない。これでは団体が経済取引をすることは不可能である。そこに、法人という法技術を導入する意味がある。法人という、法的には単一の権利義務の主体を設けることによって、団体などが、自然人と同じ立場で物を所有し、取引をするなどの経済活動ができるようにするのである。

しかし、この法人とは結局何であるか、という問題については、これまで大きな学問上の争いがあった。法人は、法技術であることを強調する**法人擬制説**、法人は実際には存在しないと**法人否認説**、そして、法人の存在を社会的にも法的にも正面から認めようとする**法人実在説**である。現在では、法人実在説が通説であると言われている。

法人には様々な種類があるが、民法では、法人については、**社団法人**と**財団法人**の2つを規定している。社団法人は人の集まりであり、財団法人は、ある人が一定の使い方を決めて寄附した財産の集まりであると理解できる。法人として最も社会的に重要な「会社」は、人の集まりであり、常に社団法人である。一方、財団法人の有名な例としては、ノーベル賞を付与しているノーベル財団などが挙げられる。

1 重要語句

a 法人

自然人に対する概念であり、法によって創造されている人、といってもよい。法人の本質については以下のように難解な議論があるが、その重要な目的は、個人の財産を団体の財産と峻別するところにあると言ってよい。自然人でない法人が物理的に自ら行為をすることはもちろんできないので、法人を構成する自然人（法人の機関。理事や、会社で言えば代表取締役など）を介して行為をする。そのほか、後に見るように、法人にはその権利能力の問題など、自然人にはない特有の法律問題がある。

b 法人擬制説

法人の本質は、実体のない観念的な存在であって、団体そのものに帰属すべき利益の担い手として、法律の技術によりあたかも人として存在するかのごとく擬制された存在であるとする説。

c 法人否認説

法人というものはあくまでも観念的な主体にすぎず、実質上の主体は、法人を通じて現実に利益を享受する自然人である、あるいは、法人の財産の管理者や、財産そのものである、とする説。

d 法人実在説

法人は、実質的にも法的主体でありうる社会的実在である、つまり法人は社会的にも現に存在するという説。

e 社団法人と財団法人

社団法人は一定の目的の下に集まった人の団体であり、財団法人は一定の目的のために寄附された財産である。社団法人については公益目的のもの（たとえば、サッカーの振興を目的とする日本サッカー協会など）と私益目的（普通の会社はすべてこれである。）のものがあるが、財団法人については公益目的のもの（奨学や育英を目的とする財団は多数存在する。）しか認められていない。